

議第7号

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

災害時応援協定等に基づいて派遣された職員に、災害地派遣手当を支給するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 災害地派遣手当</u></p> <p><u>(17)・(18) (略)</u></p> <p><u>(災害地派遣手当)</u></p> <p>第19条 <u>災害地派遣手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員に支給する。この場合において、支給対象となる地域及び期間は、市長がその都度定める。</u></p> <p><u>2 災害地派遣手当の額は、業務に従事した1日につき1,500円を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。</u></p>	<p>(種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16)・(17) (略)</u></p> <p>第19条 <u>削除</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

【参考資料】

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

災害時応援協定等に基づいて派遣された職員に、災害地派遣手当を支給するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 災害時応援協定等に基づいて派遣された職員に、災害地派遣手当として、業務に従事した日1日につき1,500円を超えない範囲で支給します。

(第2条、第19条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用します。

(附則第1項関係)

